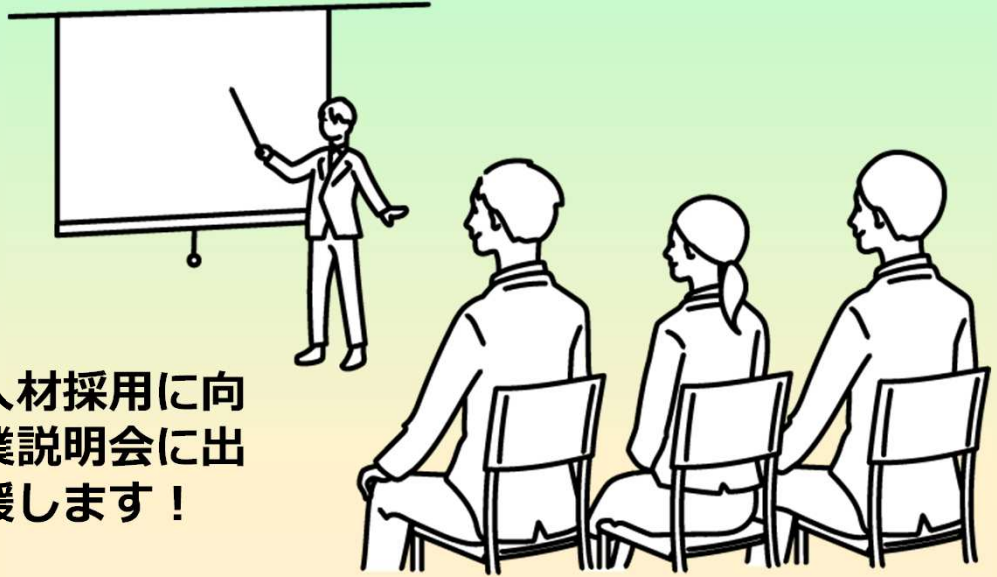


鳥取県留学生向け合同企業説明会 出展支援補助金のご案内（令和6年度）



県内の企業が高度外国人材採用に向けて留学生向け合同企業説明会に出展する際の出展料を支援します！

【補助対象となる出展】

- ・ 外国人材の専門性を生かした正社員雇用に向けた出展であること（専門性を認められない業務、パート・アルバイトなどの採用は対象外）
- ・ 主な参加対象が日本の大学に通う留学生である説明会への出展であること（集合形式・オンライン形式のどちらでもOK）

【補助率】 1/2

【補助対象経費】 出展料

【補助上限額】 250千円

※各年度の上限額です。申請は複数に分かれてもOKです。

【補助対象事業者】

県内事業所で就労する高度外国人材の採用活動に取り組む県内事業者（農林水産業者、個人事業主等を含む）

★予算の範囲内で交付します。

★出展申込は交付決定後に行ってください。

→ 出展計画がある場合は、早めに相談・交付申請してください。

【補助金事務の流れ】

項目	実施者	時期	内容・注意事項等
①補助金交付申請書提出	申請者	事業実施前	事業開始日までに交付決定を受けられるように補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書を作成し、県雇用・働き方政策課へ提出してください。
②補助金交付決定	県	①の受付後30日以内	提出された書類を県雇用・働き方政策課で審査し、交付決定（又は不決定）します。
③補助金事業の実施	申請者	交付決定後～ 令和7年3月31日	交付決定後に、事業を開始してください。 ※出展申込は交付決定後に行ってください。
④補助金実績報告書提出	申請者	事業終了後15日を経過する日まで又は令和7年4月15日のいずれか早い日	事業が完了したら、補助金実績報告書、事業報告書、収支決算書、口座振込依頼書（※）を作成し、支出の根拠書類（領収書の写し等）を添えて、県雇用・働き方政策課へ提出してください。 ※ 債権者登録口座への振込希望の場合は、その旨連絡。
⑤補助金額の確定	県	④の受領・審査後、速やかに	提出された実績報告書を県雇用・働き方政策課で審査し、補助金額を確定します。
⑥補助金支払	県	確定通知送付から2週間程度	補助金を口座に振り込みます。

【提出書類】

提出書類は県公式ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/305772.htm>）からダウンロードしてください。

【書類の提出先】 *以下のいずれかの方法で提出してください。

- 電子申請の場合…とっとり電子申請サービスのフォームから必要書類を提出してください。（提出書類を掲載しているウェブページ↑にリンクを掲載しています。）
- メール・郵送・持参の場合…以下の【提出・問合せ先】へ必要書類を提出してください。

【補助金申請にあたっての留意事項】

- ※交付決定前に出展申込や契約、支払いなどをしていた場合は補助金を交付できませんので、計画を立てたら早めに申請してください。
- ※消費税分は補助対象経費となりませんので、申請額・報告額は税抜きの額で記載してください。
- ※補助金は精算払します。
- ※実績報告書を提出いただく際に、支出が分かる書類（領収書の写し等）の添付が必要ですので、事業に関する領収書等は必ず保管しておいてください。

【提出・問合せ先】

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課 障がい者・外国人就労支援室
〒680-8570 鳥取市東町1-220
電話：0857-26-7699 ファクシミリ：0857-26-8169
電子メール：koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp

R6.3作成

